

令和3年度 第1回 厚木市労働報酬審議会 次第

日 時 令和3年9月15日（水）

午前10時から

場 所 厚木市役所 本庁舎3階 特別会議室

1 開会

2 諮問

3 あいさつ

4 案件

(1) 職務代理の指定について

(2) 審議会の会議録における委員氏名の公開について

(3) 会議の公開について

(4) 令和4年度の工事請負契約に係る労働報酬下限額（案）に

ついて 資料1

(5) 令和4年度の業務委託及び管理協定対象委託契約に係る

労働報酬下限額（案）について 資料2-1, 2-2

5 その他

6 閉会

厚木市労働報酬審議会委員名簿(50音順)

役職	氏名 (敬称省略)	選出母体等
委員長	ハヤマ タケオ 葉山 岳夫	弁護士
委員	オカダ ユキカツ 岡田 幸勝	厚木商工会議所
委員	タカハシ マナブ 高橋 学	一般社団法人 厚木市建設業協会
委員	ヒライ タケアキ 平井 貴章	神奈川県社会保険労務士会 厚木支部
委員	ホリアイ ジュンイチロウ 堀合 純一郎	厚木愛甲地域連合
委員	ミヤザワ アツシ 宮澤 敦	全建総連 厚木建設連絡会

厚木市公契約条例施行規則 抜粋

(委員長等)

第8条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

令和4年度の工事請負契約に係る労働報酬 下限額(案)について

資料 1

1 対象

市が発注する予定価格1億円以上の工事請負契約業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）に係る労働報酬下限額
(厚木市公契約条例第6条第1項第1号)

2 算定の根拠

労働報酬下限額の決定には、「公共工事設計労務単価」を勘案するほか、地場賃金として信頼できる基準があれば、「その他公的機関が定める労務単価の基準」を適用する。
(厚木市公契約条例第6条第2項第1号及び第3号)

3 算定方法

(1) 公共工事設計労務単価が設定されている職種

農林水産省及び国土交通省が決定した令和4年度の神奈川県における公共工事設計労務単価を8で除して得た額(1円未満の端数がある場合は切り上げる。)に100分の90を乗じて得た額とする(1円未満の端数がある場合は切り上げる)。

(2) 公共工事設計労務単価が設定されていない職種

十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、令和4年度の神奈川県における公共工事設計労務単価が設定されていない職種は、労働報酬下限額の設定対象外とする。

(3) 見習い労働者

見習い労働者等は、厚木市公契約条例第6条第1項第2号に規定する労働者に支払われるべき労働報酬下限額と同額とする。

(例) ※現時点では、令和4年度の神奈川県における公共工事設計労務単価が公表されていないため、令和3年度の単価で計算しています。

(単位:円)

令和3年度公共工事 設計労務単価(神奈川県)			厚木市労働報酬下限額				
業種	日額	1時間当たり	80%	85%	90%	95%	100%
特殊作業員	24,900	3,113	2,491	2,647	2,802	2,958	3,113
普通作業員	21,600	2,700	2,160	2,295	2,430	2,565	2,700
軽作業員	15,200	1,900	1,520	1,615	1,710	1,805	1,900
造園工	21,100	2,638	2,111	2,243	2,375	2,507	2,638
法面工	25,700	3,213	2,571	2,732	2,892	3,053	3,213
とび工	28,000	3,500	2,800	2,975	3,150	3,325	3,500
石工	27,300	3,413	2,731	2,902	3,072	3,243	3,413
ブロック工	25,100	3,138	2,511	2,668	2,825	2,982	3,138
電工	23,700	2,963	2,371	2,519	2,667	2,815	2,963
鉄筋工	25,900	3,238	2,591	2,753	2,915	3,077	3,238
鉄骨工	25,700	3,213	2,571	2,732	2,892	3,053	3,213
塗装工	29,200	3,650	2,920	3,103	3,285	3,468	3,650

令和3年度公共工事 設計労務単価(神奈川県)			厚木市労働報酬下限額				
溶接工	32,000	4,000	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000
運転手(特殊)	25,600	3,200	2,560	2,720	2,880	3,040	3,200
運転手(一般)	21,700	2,713	2,171	2,307	2,442	2,578	2,713
潜かん工	30,400	3,800	3,040	3,230	3,420	3,610	3,800
潜かん世話役	35,800	4,475	3,580	3,804	4,028	4,252	4,475
さく岩工	30,900	3,863	3,091	3,284	3,477	3,670	3,863
トンネル特殊工	32,700	4,088	3,271	3,475	3,680	3,884	4,088
トンネル作業員	24,800	3,100	2,480	2,635	2,790	2,945	3,100
トンネル世話役	33,700	4,213	3,371	3,582	3,792	4,003	4,213
橋りょう特殊工	30,100	3,763	3,011	3,199	3,387	3,575	3,763
橋りょう塗装工	31,200	3,900	3,120	3,315	3,510	3,705	3,900
橋りょう世話役	34,800	4,350	3,480	3,698	3,915	4,133	4,350
土木一般世話役	26,000	3,250	2,600	2,763	2,925	3,088	3,250
高級船員	30,500	3,813	3,051	3,242	3,432	3,623	3,813
普通船員	24,100	3,013	2,411	2,562	2,712	2,863	3,013
潜水土	40,600	5,075	4,060	4,314	4,568	4,822	5,075
潜水連絡員	28,400	3,550	2,840	3,018	3,195	3,373	3,550
潜水送気員	27,400	3,425	2,740	2,912	3,083	3,254	3,425
山林砂防工	26,900	3,363	2,691	2,859	3,027	3,195	3,363
軌道工	45,400	5,675	4,540	4,824	5,108	5,392	5,675
型わく工	26,200	3,275	2,620	2,784	2,948	3,112	3,275
大工	25,600	3,200	2,560	2,720	2,880	3,040	3,200
左官	26,900	3,363	2,691	2,859	3,027	3,195	3,363
配管工	22,300	2,788	2,231	2,370	2,510	2,649	2,788
はつり工	25,100	3,138	2,511	2,668	2,825	2,982	3,138
防水工	27,500	3,438	2,751	2,923	3,095	3,267	3,438
板金工	27,900	3,488	2,791	2,965	3,140	3,314	3,488
タイル工	-	-	-	-	-	-	-
サッシ工	25,300	3,163	2,531	2,689	2,847	3,005	3,163
屋根ふき工	-	-	-	-	-	-	-
内装工	28,500	3,563	2,851	3,029	3,207	3,385	3,563
ガラス工	25,700	3,213	2,571	2,732	2,892	3,053	3,213
建具工	24,300	3,038	2,431	2,583	2,735	2,887	3,038
ダクト工	22,100	2,763	2,211	2,349	2,487	2,625	2,763
保温工	22,700	2,838	2,271	2,413	2,555	2,697	2,838
建築ブロック工	-	-	-	-	-	-	-
設備機械工	23,000	2,875	2,300	2,444	2,588	2,732	2,875
交通誘導員A	15,500	1,938	1,551	1,648	1,745	1,842	1,938
交通誘導員B	13,900	1,738	1,391	1,478	1,565	1,652	1,738

令和4年度の業務委託及び管理協定対象委託契約に係る労働報酬下限額（案）について

1 対象

市が発注する予定価格1千万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定（市長等が別に定める契約及び管理協定に限る。）業務に従事する労働者等に係る労働報酬下限額
（厚木市公契約条例第6条第1項第2号）

2 算定の根拠

労働報酬下限額の決定には、「地域別の最低賃金額」を勘案するほか、地場賃金として信頼できる基準があれば、「その他公的機関が定める労務単価の基準」を適用する。

（厚木市公契約条例第6条第2項第2号及び第3号）

3 最低賃金の改定状況

中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）は、令和3年7月、令和3年度の引き上げの目安額について「28円」との意見をまとめ、神奈川県では、同年8月に神奈川県の最低賃金を28円（2.77%）引き上げ、時間額1,040円に決定したことを公示しました。

これにより、現在の労働報酬下限額（時間額1,045円）と最低賃金との差額は5円となりました。

4 算出のポイント

(1) 必須要件：労働報酬下限額 > 神奈川県の最低賃金額

公契約条例の目的から、労働報酬下限額は神奈川県の最低賃金額を常に上回っている必要がありますが、毎年4月に改定する労働報酬下限額に対して、神奈川県の最低賃金は10月に改定されるため、次回の改定額を予想して労働報酬下限額を決定する必要があります。

(2) 令和4年度神奈川県の最低賃金想定

今年度、神奈川県の最低賃金が28円（2.77%）の引き上げとなり、次年度においても今年と同程度引き上げられると仮定します。

$$1,040 \text{ 円} + (1,040 \text{ 円} \times 2.77\%) = 1,069 \text{ 円}$$

5 設定額（案）

(1) 県最低賃金の上昇額と同様に 28 円を加算。

$$\underline{1,045 \text{ 円} + 28 \text{ 円} = 1,073 \text{ 円}}$$

(2) 県最低賃金の上昇率と同様に 2.77%引き上げ。

$$\underline{1,045 \text{ 円} + (1,045 \text{ 円} \times 2.77\%) = 1,074 \text{ 円}}$$

【参考】政府目標

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月に「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」において、「最低賃金については、年率 3 %程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国の加重平均が、時間額 1,000 円となることを目指す。」とされている。

【参考】その他公的機関が定める労務単価の基準を基にした額

「その他公的機関が定める労務単価」として、国土交通省が「建築保全業務労務単価」を作成しており、これを基に算出すると次のようになります。

令和 3 年度建築保全業務労務単価における東京都の区分で最も低い額（清掃員 C 日額 12,000 円）を 8 で除して得た額に 100 分の 90 を乗じて算出

$$\underline{12,000 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} \times 0.9 = 1,350 \text{ 円}}$$

〈令和 2 年〉

$$11,800 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} \times 0.9 = 1,328 \text{ 円}$$

※ この金額については、現在の労働報酬下限額と著しい差があるため、参考に留めることとします。

資料 2-2



【参考】

[illegible]

都道府県	前年同伸率	
	時間額	差額
北海道	918	29
青森	852	30
岩手	850	29
宮城	882	29
秋田	853	31
山形	852	30
福島	857	29
茨城	908	29
栃木	911	29
群馬	894	29
埼玉	985	29
千葉	982	29
東京	1,070	29
神奈川	1,069	29
新潟	888	29
富山	906	29
石川	890	29
福井	887	29
山梨	895	29
長野	906	29
岐阜	909	29
静岡	942	29
愛知	984	29
三重	931	29
滋賀	925	29
京都	966	29
大阪	1,021	29
兵庫	957	29
奈良	895	29
和歌山	888	29
鳥取	851	30
島根	857	33
岡山	891	29
広島	928	29
山口	886	29
徳島	853	29
香川	877	29
愛媛	850	29
高知	849	29
福岡	899	29
佐賀	851	30
長崎	850	29
熊本	850	29
大分	853	31
宮崎	850	29
鹿児島	850	29
沖縄	849	29
加重平均額	959	29

都道府県	令和3年度			令和2年度			令和1年度			平成30年度			平成29年度			平成28年度			平成27年度			平成26年度 時間額
	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	時間額	差額	伸率	
北海道	889	28	3.25	861	0	0.00	861	26	3.11	835	25	3.09	810	24	3.05	786	22	2.88	764	16	2.14	748
青森	822	29	3.66	793	3	0.38	790	28	3.67	762	24	3.25	738	22	3.07	716	21	3.02	695	16	2.36	679
岩手	821	28	3.53	793	3	0.38	790	28	3.67	762	24	3.25	738	22	3.07	716	21	3.02	695	17	2.51	678
宮城	853	28	3.39	825	1	0.12	824	26	3.26	798	26	3.37	772	24	3.21	748	22	3.03	726	16	2.25	710
秋田	822	30	3.79	792	2	0.25	790	28	3.67	762	24	3.25	738	22	3.07	716	21	3.02	695	16	2.36	679
山形	822	29	3.66	793	3	0.38	790	27	3.54	763	24	3.25	739	22	3.07	717	21	3.02	696	16	2.35	680
福島	828	28	3.50	800	2	0.25	798	26	3.37	772	24	3.21	748	22	3.03	726	21	2.98	705	16	2.32	689
茨城	879	28	3.29	851	2	0.24	849	27	3.28	822	26	3.27	796	25	3.24	771	24	3.21	747	18	2.47	729
栃木	882	28	3.28	854	1	0.12	853	27	3.27	826	26	3.25	800	25	3.23	775	24	3.20	751	18	2.46	733
群馬	865	28	3.35	837	2	0.24	835	26	3.21	809	26	3.32	783	24	3.16	759	22	2.99	737	16	2.22	721
埼玉	956	28	3.02	928	2	0.22	926	28	3.12	898	27	3.10	871	26	3.08	845	25	3.05	820	18	2.24	802
千葉	953	28	3.03	925	2	0.22	923	28	3.13	895	27	3.11	868	26	3.09	842	25	3.06	817	19	2.38	798
東京	1,041	28	2.76	1,013	0	0.00	1,013	28	2.84	985	27	2.82	958	26	2.79	932	25	2.76	907	19	2.14	888
神奈川	1,040	28	2.77	1,012	1	0.10	1,011	28	2.85	983	27	2.82	956	26	2.80	930	25	2.76	905	18	2.03	887
新潟	859	28	3.37	831	1	0.12	830	27	3.36	803	25	3.21	778	25	3.32	753	22	3.01	731	16	2.24	715
富山	877	28	3.30	849	1	0.12	848	27	3.29	821	26	3.27	795	25	3.25	770	24	3.22	746	18	2.47	728
石川	861	28	3.36	833	1	0.12	832	26	3.23	806	25	3.20	781	24	3.17	757	22	2.99	735	17	2.37	718
福井	858	28	3.37	830	1	0.12	829	26	3.24	803	25	3.21	778	24	3.18	754	22	3.01	732	16	2.23	716
山梨	866	28	3.34	838	1	0.12	837	27	3.33	810	26	3.32	784	25	3.29	759	22	2.99	737	16	2.22	721
長野	877	28	3.30	849	1	0.12	848	27	3.29	821	26	3.27	795	25	3.25	770	24	3.22	746	18	2.47	728
岐阜	880	28	3.29	852	1	0.12	851	26	3.15	825	25	3.13	800	24	3.09	776	22	2.92	754	16	2.17	738
静岡	913	28	3.16	885	0	0.00	885	27	3.15	858	26	3.13	832	25	3.10	807	24	3.07	783	18	2.35	765
愛知	955	28	3.02	927	1	0.11	926	28	3.12	898	27	3.10	871	26	3.08	845	25	3.05	820	20	2.50	800
三重	902	28	3.20	874	1	0.11	873	27	3.19	846	26	3.17	820	25	3.14	795	24	3.11	771	18	2.39	753
滋賀	896	28	3.23	868	2	0.23	866	27	3.22	839	26	3.20	813	25	3.17	788	24	3.14	764	18	2.41	746
京都	937	28	3.08	909	0	0.00	909	27	3.06	882	26	3.04	856	25	3.01	831	24	2.97	807	18	2.28	789
大阪	992	28	2.90	964	0	0.00	964	28	2.99	936	27	2.97	909	26	2.94	883	25	2.91	858	20	2.39	838
兵庫	928	28	3.11	900	1	0.11	899	28	3.21	871	27	3.20	844	25	3.05	819	25	3.15	794	18	2.32	776
奈良	866	28	3.34	838	1	0.12	837	26	3.21	811	25	3.18	786	24	3.15	762	22	2.97	740	16	2.21	724
和歌山	859	28	3.37	831	1	0.12	830	27	3.36	803	26	3.35	777	24	3.19	753	22	3.01	731	16	2.24	715
鳥取	821	29	3.66	792	2	0.25	790	28	3.67	762	24	3.25	738	23	3.22	715	22	3.17	693	16	2.36	677
島根	824	32	4.04	792	2	0.25	790	26	3.40	764	24	3.24	740	22	3.06	718	22	3.16	696	17	2.50	679
岡山	862	28	3.36	834	1	0.12	833	26	3.22	807	26	3.33	781	24	3.17	757	22	2.99	735	16	2.23	719
広島	899	28	3.21	871	0	0.00	871	27	3.20	844	26	3.18	818	25	3.15	793	24	3.12	769	19	2.53	750
山口	857	28	3.38	829	0	0.00	829	27	3.37	802	25	3.22	777	24	3.19	753	22	3.01	731	16	2.24	715
徳島	824	28	3.52	796	3	0.38	793	27	3.52	766	26	3.51	740	24	3.35	716	21	3.02	695	16	2.36	679
香川	848	28	3.41	820	2	0.24	818	26	3.28	792	26	3.39	766	24	3.23	742	23	3.20	719	17	2.42	702
愛媛	821	28	3.53	793	3	0.38	790	26	3.40	764	25	3.38	739	22	3.07	717	21	3.02	696	16	2.35	680
高知	820	28	3.54	792	2	0.25	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	22	3.17	693	16	2.36	677
福岡	870	28	3.33	842	1	0.12	841	27	3.32	814	25	3.17	789	24	3.14	765	22	2.96	743	16	2.20	727
佐賀	821	29	3.66	792	2	0.25	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	21	3.03	694	16	2.36	678
長崎	821	28	3.53	793	3	0.38	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	21	3.03	694	17	2.51	677
熊本	821	28	3.53	793	3	0.38	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	21	3.03	694	17	2.51	677
大分	822	30	3.79	792	2	0.25	790	28	3.67	762	25	3.39	737	22	3.08	715	21	3.03	694	17	2.51	677
宮崎	821	28	3.53	793	3	0.38	790	28	3.67	762	25	3.39	737	23	3.22	714	21	3.03	693	16	2.36	677
鹿児島	821	28	3.53	793	3	0.38	790	29	3.81	761	24	3.26	737	22	3.08	715	21	3.03	694	16	2.36	678
沖縄	820	28	3.54	792	2	0.25	790	28	3.67	762	25	3.39	737	23	3.22	714	21	3.03	693	16	2.36	677
加重平均額	930	28	3.10	902	1	0.11	901	27	3.09	874	26	3.07	848	25	3.04	823	25	3.13	798	18	2.31	780

※厚生労働省HPより

厚木市公契約条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市が締結する公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者の公契約の締結に伴う責務を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業（以下「公契約事務等」という。）の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事又は製造その他についての請負の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものと市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「管理協定」という。）をいう。
- (2) 市長等 公契約を締結する権限を有する者（受注者を除く。）をいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者
- (5) 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）
 - イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

(基本方針)

第 3 条 公契約事務等の実施に当たっての基本となるべき事項（以下「基本方針」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
- (2) 適正な競争を促進し、より予算を有効に執行すること。
- (3) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (4) 公契約の適正な履行を確保すること。
- (5) 労働者等の労働環境に配慮すること。
- (6) 地域経済の活性化に努めること。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、基本方針の下に公契約に係る施策を推進するものとする。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、市の事務及び事業を実施する者としての社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行するものとする。

2 受注者は、労働者等の労働環境の整備に努めるものとする。

3 受注者は、受注関係者との契約を締結するに当たっては、関係法令を遵守することが公契約事務等の質の向上に資することを認識し、その契約を締結するものとする。

4 受注者は、市が推進する公契約に係る施策に協力するものとする。

(労働報酬下限額)

第6条 市長は、毎年、次の各号に掲げる公契約の種類ごとに、当該各号に定める者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。

(1) 市が発注する予定価格1億円以上の工事の請負契約（以下「対象請負契約」という。） 対象請負契約に係る業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）

(2) 市が発注する予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定（市長等が別に定める契約及び管理協定に限る。以下「対象委託契約」という。）

対象委託契約に係る業務に従事する労働者等

2 労働報酬下限額は、対象請負契約及び対象委託契約の内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

(1) 設計労務単価

(2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

(3) その他公的機関が定める労務単価の基準

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、厚木市労働報酬審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

(契約において定める事項)

第7条 市長等は、対象請負契約又は対象委託契約においては、前条第1項各号に掲げる者に対し、受注者が同条に規定する労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならないことその他のこの条例の目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。

(労働報酬審議会)

第8条 市長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、事業者等で構成する厚木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(出資法人等)

第9条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の目的に沿って、出資法人等が当事者となる契約については市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

(点検等)

第10条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の点検及び評価を実施し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に、公告その他の申込みの誘引又は指定管理者の指定の申請に係る告知を行う対象契約について適用する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第60号を第61号とし、第59号の次に次の1号を加える。

(60) 労働報酬審議会の委員

第2条第1項中「第59号」を「第60号」に改め、同条第2項中「前条第60号」を「前条第61号」に改める。

第3条中「第1条第60号」を「第1条第61号」に改める。

第5条第1項中「第60号」を「第61号」に改める。

第6条第1項第1号中「第59号」を「第60号」に改める。

別表に次のように加える。

60	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

(厚木市セーフコミュニティ推進条例の一部改正)

4 厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第61号を第62号とし、第60号の次に次の1号を加える。

(61) セーフコミュニティ推進委員会の委員

第2条第1項中「第60号」を「第61号」に改め、同条第2項中「前条第61号」を「前条第62号」に改める。

第3条中「第1条第61号」を「第1条第62号」に改める。

第5条第1項中「第61号」を「第62号」に改める。

第6条第1項第1号中「第60号」を「第61号」に改める。
別表に次のように加える。

61	セーフコミュニティ推進委員会 の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

厚木市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市公契約条例（平成24年厚木市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象委託契約の範囲)

第3条 条例第6条第1項第2号の規定に基づき市長が別に定める契約は、次に掲げる契約とする。ただし、条例第2条第5号に規定する労働者等に該当しない者のみを公契約に係る業務に従事させる受注者と締結する契約を除く。

(1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）、駐車場管理、窓口受付、案内又は電話交換に関する契約

(2) 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約

(3) 給食の調理に関する契約

2 条例第6条第1項第2号の規定に基づき市長が別に定める管理協定は、厚木市立老人憩の家条例（昭和48年厚木市条例第9号）第1条に規定する厚木市立老人憩の家に係る管理協定を除く管理協定とする。

(契約において定める事項)

第4条 条例第7条に規定する必要な事項は、別表第1に掲げる事項とする。

(労働報酬審議会の委員)

第5条 条例第8条に規定する厚木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）の委員は、6人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 事業者

(2) 労働者

(3) 学識経験を有する者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第7条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長等)

第8条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委

員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項及び第11条において同じ。）の半数以上が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験を有する者である委員の各1人以上並びに議事に関係のある臨時委員がいる場合はその1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、条例主管課で処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(出資法人等)

第14条 条例第9条に規定する出資法人等は、別表第2に掲げる法人とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条から第13条までの規定は、同年1月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第48号)

この規則は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

附 則(令和2年規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

番号	事 項
1	受注者が条例第6条第1項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、基準額（対象請負契約又は対象委託契約（以下「対象契約」という。）の締結時の労働報酬下限額及び当該労働に従事した時間数を基に市長が別に定める方法により算出した額をいう。以下同じ。）を下回らないこと。
2	受注者は、受注関係者が対象労働者に支払った労働の対価の額が基準額を下回ったときは、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。
3	受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間その他市長が別に定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを市長が指定する期日までに市長へ提出すること。
4	受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、対象契約に係る業務が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は交付することにより、対象労働者に周知すること。 (1) 対象労働者の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 次項の規定による申出をする場合の申出先 (4) 次項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。
5	対象労働者は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が基準額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実を申し出ることができること。
6	受注者は、対象労働者から前項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないようにすること。
7	市長は、対象労働者から5の項の規定による申出を受け、その申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は対象契約において定められた事項の遵守状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業所若しくは作業場に立ち入らせ、支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）をさせることができること。
8	受注者は、受注関係者が1の項、6の項及び7の項の規定を受注者に準じて遵守するよう受注関係者との契約において当該事項を定めること。
9	7の項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、受注者又は受注関係者から請求があったときは、これを提示すること。

10	市長は、7の項の規定による調査等の結果、受注者又は受注関係者が対象契約において定められた事項に違反していると認められるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めることができること。
11	受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。
12	市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合又は受注関係者が第1号に該当する場合は、対象契約が契約であるときは当該対象契約を解除し、対象契約が管理協定であるときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。 (1) 7の項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (2) 前項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
13	市は、前項の規定による対象契約の解除、取消し又は停止命令によって受注者又は受注関係者に損害が生じた場合において、その損害を賠償する責任を負わないこと。
14	その他市長が対象契約において定める必要があると認める事項

別表第2(第14条関係)

名 称
公益財団法人厚木市スポーツ協会
公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター
公益財団法人厚木市文化振興財団
公益財団法人厚木市環境みどり公社
公益社団法人厚木市シルバー人材センター
社会福祉法人厚木市社会福祉協議会